

有料職業紹介事業許可申請

提出(申請)様式 ※各種申請様式において、所在地、住所の○丁目、○番地、○号、○番等は、「一」に略さないで下さい。

提出(申請)様式	提出部数	原本	コピー
		①	1
①-2	(1)	(2)	
②	1	2	
③	1	2	
④	各1	各2	

添付書類 ※ 複数ある事業所を同時に申請する場合は、⑤～⑯(⑦～⑨、⑪を除く)は事業所ごとに提出して下さい。

①	定款又は寄付行為 ※事業に「職業紹介事業」の記載		2
①-2	※ 変更届出中の場合は、届出先の受理印のある変更届(新旧対象)及び総会での承認議事録を添付。		(2)
①-3	※ 役員等内容に変更がある場合は、役員選出に係る総会議事録も添付。(②-2と併用可) ※ 農協、商工会議所では、定款の一条項に職業紹介事業が可能である旨の解釈ができるものがあれば変更は不要です。		(2)
②	登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※事業に「職業紹介事業」の記載が必要	1	1
②-2	※ 役員が全員記載されていない場合は、役員名簿及び役員選出の記録(経過)を証明するものを添付。(総会議事録等、①-3と併用可)		(2)
③	役員(理事・監事等)の住民票 <本籍地の記載のある住民票・個人番号(マイナンバー)の記載のないもの> ※ 役員全員分を添付(本人分のみとします) ※ 役員とは・・・代表取締役・取締役・会長・組合長・理事長・代表理事・理事・監事・経営管理委員をいいます。	1	1
④	役員(理事・監事等)の履歴書 【参考書式あり】 ※ ③の役員全員分を添付。 ※ 書式は自由ですが、氏名・生年月日・住所・電話番号・最終学歴・職歴(求職活動等を含む全て)・現在の役員就任歴・賞罰の有無が必要です。 ※ 本人の署名又は自筆以外は認印が必要です(いわゆる「シャチハタ」等は不可)。なお、写真は不要です。	1	1
⑤	職業紹介責任者の住民票 <本籍地の記載のある住民票・個人番号(マイナンバー)の記載のないもの> ※ 監事は不可。会社法335条、中小協同組合法第37条、農協法第30条等	1	1
⑤-2	※ 役員が兼務する場合は不要です(③と併用します。)	(1)	(1)
⑥	職業紹介責任者の履歴書 ※成年後3年以上の職業経験を要する ※ 役員が兼務する場合は不要です	1	1
⑦	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書(登記事項証明書、固定資産税評価額証明書等) ※ 直近の決算にかかるもの。新規設立の場合は、設立時貸借対照表を添付。 ※ 基準資産(純資産)が、1事業所につき500万円以上あること。(繰延資産、営業権(のれん))を除く。 基準資産を満たさない場合は、公認会計士又は監査法人による証明を受けた、中間または月次決算書を提出。 不動産等を資産とする場合は、登記事項証明書、固定資産税評価額証明書等(増資の場合は登記簿、内訳)を添付。 ※ 事業資金は、預貯金150万円以上。なお複数事業所がある場合は、2事業所目から1事業所につき60万円を加算した額が必要となります。 預貯金の場合は残高証明又は通帳写(概ね3カ月以内)を添付。		2
⑧	法人税納税申告書(別表1, 4) (個人は所得税の納税申告書) ※ 直近の決算にかかるもので、税務署の受付印のあるもの。		2
⑨	法人税納税証明書(その2所得金額用) ※ 直近の決算にかかるもの。個人は最近の事業年度における所得金額に関するもの。	1	1
⑩	収入印紙 ※ 印紙は申請書には貼らずに持参してください。 ※ 50,000円。なお、複数事業所がある場合は、2事業所目から1事業所につき18,000円を加算します。		金額分
⑪	登録免許税領収書【原本】持参してください。 ※ 登録免許税90,000円の領収書。(長野税務署あて)	1	1
⑫	職業紹介事業所の賃貸借契約書 (転賃借契約の場合は、「原契約書」「転賃借契約書」「所有者の承諾書」) ※ 賃貸借の所在地が明記されていること。(記載がない場合は所在地・団体名の記載のある家賃、公共料金領収書等)		2
⑫-2	※ 法人、自己所有の場合は、不動産登記簿謄本を添付。	(1)	(1)
⑬	事業所のレイアウト図 (平面図) ※ 間取り及び面積(事業に使用し得る面積が20平方メートル以上)を必ず記入してください。 ※ 個人情報の適正な管理のできる保管庫等(施錠のできるもの)を必ず表示し施錠の可否を記入してください。		2
⑭	個人情報適正管理規程 【参考例あり】 ※ 規程・・・○ 規定・・・× ※ 「個人情報取扱責任者」及び「苦情処理の担当者」は職業紹介責任者とします。	1	1
⑮	業務の運営に関する規程 【参考例あり】 ※ 規程・・・○ 規定・・・× ※ 取り扱い職種、地域の限定、その内容に応じて作成してください。	1	1
⑯	職業紹介責任者講習会の受講証明証の写 ※ 申請受理の日の前5年以内の受講に限ります。		2